

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## カンボジア質問状原稿(0917) 工業財産局

### <工業財産局向け質問>

#### 【1】出願権利化に関する質問

##### I. 庁の体制について

55.(1) 特許、意匠で各担当審査官は何人おられますか。審査官はどのように育成されていますか。審査官は海外で研修を受けておられますか。

56.(2) 2015年5月に初めて特許登録が許可されたとのことですが、特許の技術分野と成立までの経緯を教えてください。

57.(3) 2015年1月23日にシンガポール特許庁プレスリリースによると、貴局との Memorandum of Understanding を締結されていますが、この Memorandum に従えば、どのような経緯で登録されるのでしょうか。

58.(4) 特許、実用新案証、意匠について、権利化までの期間はどのくらいと見込まれるのでしょうか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

59.(5) 他国の審査をどのように利用しておられますか(特許庁間の DB 利用、出願人に提供を要請等)

60.(6) 今後自国で実体審査を行う計画はありますか。審査基準は用意されていますか。存在するなら公開されていますか。

## 【2】その他の事項

### I. データベースについて

61.(7) カンボジアに出願されている特許出願・登録特許について、公報は発行されておりますでしょうか。発行されていない場合、どのような形で公開されているのでしょうか。また、包袋を閲覧することは可能ですか。電子化されたデータベースの計画等もございましたら教えてください。

### II. 法制度について

62.(8) 現時点での知的財産権に関する法律、施行規則について教えてください。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### III. 強制実施権について

63.(9) 強制実施権について、工業財産法第 56 条から第 63 条の規定がありますが、実施希望者側から申請する手続があるのでしょうか。あるいは政府主導で設定されるのでしょうか。

64.(10) 特許権者の実施が「不十分」と見なされる場合として、どのようなケースを想定されていますでしょうか。

### IV. 先使用权について

65.(11) 工業財産法第 44 条に、先使用权について規定されています。先使用权が認められる範囲、先使用权を主張するために必要な手続きを教えてください。

### V. 職務発明について

66.(12) 現地企業における、職務発明の承継、発明報奨についての運用の実態を教えてください。個々人との雇用契約書に、職務発明の取扱が明記されていない場合であっても、職務発明は使用者帰属と判断される

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のでしょうか。

67.(13)カンボジア王国内で生じた発明を、最初にカンボジアで出願する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。

## VI. 代理権について

68.(14)工業財産法第116条によると、カンボジア国外の個人及び法人が出願を行う場合、カンボジア国内に居住しかつ開業している代理人を通じてのみ出願できるとありますが、当該代理人は登録されていますか。また、資格の取得方法、研修方法について教えてください。

## VII. 医薬品の特許について

69.(15)医薬品については工業財産法第136条に基づき現在特許保護の対象ではありませんが、有効成分の物質特許、製法特許等も医薬品には効力を有さないのでしょうか。また、2016年1月1日からは解除され、特許の効力が及ぶことになると理解してよろしいでしょうか。この期間が延長される可能性はありますか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## その他

プラスして、事務所で確認できなかったこと、再確認したいことを質問する。